

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表（案）

目 次

第 1 章 総則	
第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 7 節 県土の概況	3
第 2 章 災害予防計画	
第 2 節 防災知識普及計画	4
第 3 節 自主防災組織育成計画	6
第 4 節 防災訓練計画	7
第 5 節 気象業務整備計画	8
第 6 節 避難対策計画	15
第 7 節 災害時要援護者の安全確保計画	17
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	18
第 2 節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	24
第 4 節 情報の収集・伝達計画	32
第 7 節 広報広聴計画	33
第 18 節 避難・救出計画	35

(下線の部分は修正部分)

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-1-2	第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1 [略]	第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1 [略]																																
3-1-3	2 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="269 528 821 1933"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工業者に対する支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> <u>(1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 に対する 指導 及び支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td> (1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 [略]	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	<u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工業者に対する支援に関すること。</u>	[略]		東北運輸局	<u>(1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 に対する 指導 及び支援に関すること。</u>	[略]		仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略]	[略]		2 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="879 528 1431 1933"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <u>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> <u>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> <u>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> <u>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航状況等に関する情報収集及び伝達 に関する こと。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 における 関係事業者等への指導・調整 及び支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td> (1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び <u>特別警報・警報・注意報</u>並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 [略]	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	<u>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> <u>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> <u>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>	[略]		東北運輸局	<u>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航状況等に関する情報収集及び伝達 に関する こと。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 における 関係事業者等への指導・調整 及び支援に関すること。</u>	[略]		仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び <u>特別警報・警報・注意報</u> 並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略]	[略]	
機関名	業務の大綱																																	
[略]																																		
東北経済産業局	<u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工業者に対する支援に関すること。</u>																																	
[略]																																		
東北運輸局	<u>(1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 に対する 指導 及び支援に関すること。</u>																																	
[略]																																		
仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略]																																	
[略]																																		
機関名	業務の大綱																																	
[略]																																		
東北経済産業局	<u>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> <u>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> <u>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>																																	
[略]																																		
東北運輸局	<u>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航状況等に関する情報収集及び伝達 に関する こと。</u> <u>(2) 緊急輸送、代替輸送 における 関係事業者等への指導・調整 及び支援に関すること。</u>																																	
[略]																																		
仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び <u>特別警報・警報・注意報</u> 並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 (4)～(7) [略]																																	
[略]																																		

3-1-4	4 指定公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	[略]	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)		日本通運(株)盛岡支店	[略]	[略]		3-1-5	4 指定公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>KDDI (株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 <u>北東北福山通運(株)盛岡支店</u> <u>佐川急便(株)岩手支店</u> <u>ヤマト運輸(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u>	[略]	KDDI (株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>		日本通運(株)盛岡支店 <u>北東北福山通運(株)盛岡支店</u> <u>佐川急便(株)岩手支店</u> <u>ヤマト運輸(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸(株)</u>	[略]	[略]			
	機関名	業務の大綱																													
[略]																															
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	[略]																														
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)																															
日本通運(株)盛岡支店	[略]																														
[略]																															
機関名	業務の大綱																														
[略]																															
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u>	[略]																														
KDDI (株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>																															
日本通運(株)盛岡支店 <u>北東北福山通運(株)盛岡支店</u> <u>佐川急便(株)岩手支店</u> <u>ヤマト運輸(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸(株)</u>	[略]																														
[略]																															
3-1-5	5 指定地方公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県トラック協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県バス協会 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(社)岩手県トラック協会	[略]	(社)岩手県バス協会 [略]		[略]		(社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]	[略]	(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	[略]	3-1-5	5 指定地方公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 [略]	[略]	[略]		(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]	[略]	(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	[略]
	機関名	業務の大綱																													
[略]																															
(社)岩手県トラック協会	[略]																														
(社)岩手県バス協会 [略]																															
[略]																															
(社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]	[略]																														
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	[略]																														
機関名	業務の大綱																														
[略]																															
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 [略]	[略]																														
[略]																															
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]	[略]																														
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	[略]																														
	6 [略]			6 [略]																											
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関の業務の大綱について、表現の見直しを行うもの ○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの 																														

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-2	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮するとともに、地域において <u>災害時要援護者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮し、地域において <u>災害時要援護者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 火山に関する <u>一般的な知識</u></p> <p>イ <u>気象警報、避難指示等の意味及び内容</u></p> <p>ウ～サ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平常時における心得</p> <p>①～⑥ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等 <u>要配慮者</u> に十分配慮するとともに、地域において <u>要配慮者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら</u>、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等 <u>要配慮者</u> に十分配慮し、地域において <u>要配慮者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 火山に関する知識 <u>及び火山災害の特性</u></p> <p>イ <u>噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語</u> の意味</p> <p>ウ～サ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平常時における心得</p> <p>①～⑥ [略]</p>
3-2-3		

	<p>ウ・エ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識の<u>普及</u>に努める。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>⑦ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u></p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を<u>整理し、その普及</u>に努める。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ 防災知識の普及に係る防災士等との連携について規定するもの</p> <p>○ 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-5	<p>第3節 <u>自主防災組織等育成計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>第3節 <u>地域防災活動活性化計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>市町村は、市町村内の一定の地区内の住民等から市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第3 [略]</p> <p><u>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</u> 【本編・第2章・第2節・第4 参照】</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、地区防災計画について県地域防災計画に位置づけるもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 職員非常召集訓練</u></p> <p>ウ～シ [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 職員非常召集訓練</u></p> <p>ウ～シ [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-2-8	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設 [略]</p>																								
3-2-9	<p style="text-align: center;">(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="276 931 818 1162"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>GPS 連続観測システム</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			GPS 連続観測システム	[略]		[略]			<p style="text-align: center;">(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="884 931 1426 1162"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			GNSS 連続観測システム	[略]		[略]		
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
GPS 連続観測システム	[略]																									
[略]																										
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
GNSS 連続観測システム	[略]																									
[略]																										
3-2-10	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="280 1574 813 2067"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報(居住地域)</td> <td>居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報(火口周辺)</td> <td>火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火警報(居住地域)	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。	噴火警報(火口周辺)	火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="888 1574 1422 2067"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報(居住地域)</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)」として発表。 ・噴火警報(居住地域) 火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報(火口周辺)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)」として発表。 ・噴火警報(居住地域) 火山現象特別警報に位置づけられる。	噴火警報(火口周辺)													
種類	内容																									
噴火警報(居住地域)	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。																									
噴火警報(火口周辺)	火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。																									
種類	内容																									
噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)」として発表。 ・噴火警報(居住地域) 火山現象特別警報に位置づけられる。																									
噴火警報(火口周辺)																										

3-2-12	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴煙の高さが3千メートル以上、<u>あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など</u>、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	[略]		降灰予報	噴煙の高さが3千メートル以上、 <u>あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など</u> 、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。	[略]		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴煙の<u>火口からの</u>高さが3千メートル以上 <u>又は</u>噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	[略]		降灰予報	噴煙の <u>火口からの</u> 高さが3千メートル以上 <u>又は</u> 噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。	[略]	
	[略]													
	降灰予報	噴煙の高さが3千メートル以上、 <u>あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など</u> 、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。												
	[略]													
[略]														
降灰予報	噴煙の <u>火口からの</u> 高さが3千メートル以上 <u>又は</u> 噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。													
[略]														
<p>②噴火警戒レベルが <u>導入されている</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>	<p>②噴火警戒レベルが <u>運用されている</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>													
<p>注) 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに <u>作成</u>。</p> <p>③ 噴火警戒レベルが <u>導入されていない</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>	<p>備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>2 噴火警戒レベルの詳細は、<u>火山ごとに作成される</u>。</p> <p>③ 噴火警戒レベルが <u>運用されていない</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>													

ページ調整

頁	現 計 画				
3-2-12	③ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報				
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略 称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域 又は山麓 及びそれより火口側	[略]	
	[略]				
[略]					

頁	現 計 画				
3-2-12	③ 噴火警戒レベルが <u>運用されていない</u> 火山の噴火警報・噴火予報				
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略 称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	[略]	
[略]					
[略]					

頁	現 計 画					
3-2-13	④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会					
対象 範囲		レベル	説 明			
居住地 域及び それよ り火口 側		5（避難） 4（避難 準備）	火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
火口か ら居住 近くま で		3（入山 規制）	[略]	[略]	通常的生活 〔災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難準備〕	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。						
** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。						
*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある 滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。						
[略]						
⑤ [略]						
○ [略]						
修正 理由	○ 火山に関する予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 滝沢村の市制移行に伴い、所要の整備をするもの ○ その他所要の整備をするもの					

頁	修 正 案																																			
3-2-13	<p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象 範囲</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">レベル</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">説 明</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">火山活動の状況</th> <th style="text-align: center;">過去の事例</th> <th style="text-align: center;">住民の行動</th> <th style="text-align: center;">登山・入山者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">居住地 域及び それよ り火口 側</td> <td style="text-align: center;">5（避難）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4（避難 準備）</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">警戒が必要な居住地域での 避難準備 〔避難行動要支援者、特異地 域**及び特別に被害が予 想される区域***の避難〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火口か ら <u>居住</u> <u>地域</u> 近 くまで</td> <td style="text-align: center;">3（入山 規制）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">通常の生活 〔状況に応じて避難行動要 支援者、特異地域**及び 特別に被害が予想される 区域***の避難準備〕</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。 ** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。 *** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある <u>滝沢市</u> 一本木地区砂込川沿いを指す。 [略] ⑤ [略] ○ [略]</p>					対象 範囲	レベル	説 明				火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者	居住地 域及び それよ り火口 側	5（避難）	[略]		[略]	[略]	4（避難 準備）	[略]		警戒が必要な居住地域での 避難準備 〔避難行動要支援者、特異地 域**及び特別に被害が予 想される区域***の避難〕	火口か ら <u>居住</u> <u>地域</u> 近 くまで	3（入山 規制）	[略]		通常の生活 〔状況に応じて避難行動要 支援者、特異地域**及び 特別に被害が予想される 区域***の避難準備〕	[略]					
対象 範囲	レベル	説 明																																		
		火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者																															
居住地 域及び それよ り火口 側	5（避難）	[略]		[略]	[略]																															
	4（避難 準備）	[略]		警戒が必要な居住地域での 避難準備 〔避難行動要支援者、特異地 域**及び特別に被害が予 想される区域***の避難〕																																
火口か ら <u>居住</u> <u>地域</u> 近 くまで	3（入山 規制）			[略]		通常の生活 〔状況に応じて避難行動要 支援者、特異地域**及び 特別に被害が予想される 区域***の避難準備〕																														
[略]																																				
修正 理由	<p>○ 火山に関する予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 滝沢市の市制移行に伴い、所要の整備をするもの ○ その他所要の整備をするもの</p>																																			

頁	現 計 画	修 正 案				
3-2-18	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・<u>災害時要援護者</u>等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・<u>避難行動要支援者</u>等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p>				
3-2-19	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="288 1335 823 2098"> <tr> <td data-bbox="288 1384 443 2098">避難所（収容施設）</td> <td data-bbox="443 1384 823 2098"> <p>ア 災害に対し安全な場所であり、また、建物にあつては、災害に強いものであること。</p> <p>イ <u>避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</u></p> <p>ウ [略]</p> </td> </tr> </table>	避難所（収容施設）	<p>ア 災害に対し安全な場所であり、また、建物にあつては、災害に強いものであること。</p> <p>イ <u>避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</u></p> <p>ウ [略]</p>	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="900 1335 1437 2098"> <tr> <td data-bbox="900 1384 1054 2098">避難所</td> <td data-bbox="1054 1384 1437 2098"> <p>ア <u>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p>イ <u>速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</u></p> <p>エ <u>車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>オ [略]</p> </td> </tr> </table>	避難所	<p>ア <u>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p>イ <u>速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</u></p> <p>エ <u>車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>オ [略]</p>
避難所（収容施設）	<p>ア 災害に対し安全な場所であり、また、建物にあつては、災害に強いものであること。</p> <p>イ <u>避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</u></p> <p>ウ [略]</p>					
避難所	<p>ア <u>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p>イ <u>速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</u></p> <p>エ <u>車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>オ [略]</p>					

	<p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 避難訓練の実施 【本編・第2章・第5節・第5 参照】</p> <p>第6 [略]</p>	<p>カ [略]</p> <p>キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの</p> <p>ク [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備 【本編・第2章・第5節・第4 参照】</p> <p>第5 避難行動要支援者名簿 【本編・第2章・第5節・第5 参照】</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 避難訓練の実施 【本編・第2章・第5節・第6 参照】</p> <p>第8 [略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、避難所の整備に係る留意事項を見直すもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-23	<p>第7節 <u>災害時要援護者</u>の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、<u>災害時要援護者関係団体</u>、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、<u>高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者</u>（以下、本節中「<u>要援護者</u>」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」を参考にした <u>要援護者</u> の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び <u>災害時要援護者避難支援計画</u> 等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で <u>要援護者</u> の安全確保を図る体制づくりを進める。</p>	<p>第7節 <u>要配慮者</u>の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、<u>要配慮者関係団体</u>、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、<u>要配慮者</u>の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を参考にした <u>避難行動要支援者</u> の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び <u>避難行動要支援者避難支援計画</u> 等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で <u>要配慮者</u> の安全確保を図る体制づくりを進める。</p>
修正理由	○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、<u>岩手県災害警戒本部</u>（以下、本節中「<u>災害警戒本部</u>」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「<u>災害対策本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ <u>災害警戒本部</u> は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="276 846 818 1209"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「<u>火口から居住地（居住地が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺</u>」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	設置基準	設置の対象	[略]		八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「 <u>火口から居住地（居住地が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺</u> 」の場合に限る。）が発表された場合	[略]	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、<u>岩手県災害特別警戒本部</u>（以下本節中「<u>災害特別警戒本部</u>」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「<u>災害対策本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ <u>災害特別警戒本部</u> は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集 <u>及び応急対策</u> を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="887 846 1430 1209"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「<u>入山危険</u>」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	設置基準	設置の対象	[略]		八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「 <u>入山危険</u> 」の場合に限る。）が発表された場合	[略]
設置基準	設置の対象													
[略]														
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「 <u>火口から居住地（居住地が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺</u> 」の場合に限る。）が発表された場合	[略]													
設置基準	設置の対象													
[略]														
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「 <u>入山危険</u> 」の場合に限る。）が発表された場合	[略]													

頁	現 計 画
3-3-2	<p>(2) 組織</p> <p>○ <u>災害警戒本部</u>の組織は、次のとおりである。</p> <pre> graph TD A[本部長 総合防災室長] --- B[副本部長 防災危機管理監] A --- C[支部長 広域振興局 副局長 広域振興局 経営企画部長 広域振興局 総務部 総務センター 所長] B --- C C --- D[副支部長 広域振興局 経営企画部 管理主幹 広域振興局 経営企画部 地域振興センター 所長 広域振興局 総務部 部長 広域振興局 総務部 総務センター 入札課長] C --- E[本部職員 総合防災室職員 総務部内職員] D --- F[支部職員 支部長が指名する職員] </pre>

頁	修 正 案
3-3-2	<p>(2) 組織</p> <p>○ <u>災害特別警戒本部</u>の組織は、次のとおりである。</p> <pre> graph TD A[本部長 総務部長] --- B[副本部長 総合防災室長] A --- C[支部長] B --- C C --- D[副支部長] D --- E[支部職員] </pre> <p>本部長 総務部長</p> <p>副本部長 総合防災室長</p> <p>支部長 広域振興局副局長 広域振興局経営企画部長 広域振興局総務部総務センター所長</p> <p>副支部長 広域振興局経営企画部管理主幹 広域振興局経営企画部地域振興センター所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター入札課長</p> <p>支部職員 支部長が指名する職員</p> <p>本部職員 総合防災室職員 総務部内職員 各部職員</p>

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-2	<p>(3) 分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害警戒本部</u>の分掌事務は、次のとおりである。 ア～エ [略] オ [略] 	<p>(3) 分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害特別警戒本部</u>の分掌事務は、次のとおりである。 ア～エ [略] オ <u>応急措置の実施</u> カ [略] 																								
3-3-3	<p>(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害警戒本部</u>は、<u>気象予報・警報</u>等が解除された場合等において、本部長が、災害のおそれなくなったと認めるときに廃止する。 ○ 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、<u>災害警戒本部</u>を廃止し、<u>災害対策本部</u>を設置する。 <p>2 災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。 ○ [略] <p>(1) 設置基準</p>	<p>(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害特別警戒本部は、<u>噴火警報</u>等が解除された場合等において、本部長が、災害のおそれなくなったと認めるときに廃止する。 ○ 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、<u>災害特別警戒本部</u>を廃止し、<u>災害対策本部</u>を設置する。 <p>2 災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。 ○ [略] <p>(1) 設置基準</p>																								
3-3-4	<table border="1" data-bbox="276 1205 823 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 1205 352 1290">区 分</th> <th data-bbox="352 1205 687 1290">設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th data-bbox="687 1205 823 1290">配備職員 の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 1290 352 1563">(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制</td> <td data-bbox="352 1290 687 1563">ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合</td> <td data-bbox="687 1290 823 1563">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1563 352 2051">広 域 支 部 及 び 地 方 支 部</td> <td data-bbox="352 1563 687 2051">ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合</td> <td data-bbox="687 1563 823 2051">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="276 2051 823 2056">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員 の範囲	(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制	ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	[略]	広 域 支 部 及 び 地 方 支 部	ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	[略]	[略]			<table border="1" data-bbox="887 1205 1434 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="887 1205 963 1290">区 分</th> <th data-bbox="963 1205 1299 1290">設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th data-bbox="1299 1205 1434 1290">配備職員 の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 1290 963 1563">(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制</td> <td data-bbox="963 1290 1299 1563">ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)が発表された場合</td> <td data-bbox="1299 1290 1434 1563">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1563 963 2051">広 域 支 部 及 び 地 方 支 部</td> <td data-bbox="963 1563 1299 2051">ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)が発表された場合</td> <td data-bbox="1299 1563 1434 2051">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="887 2051 1434 2056">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員 の範囲	(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制	ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)が発表された場合	[略]	広 域 支 部 及 び 地 方 支 部	ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)が発表された場合	[略]	[略]		
区 分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員 の範囲																								
(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制	ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	[略]																								
広 域 支 部 及 び 地 方 支 部	ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	[略]																								
[略]																										
区 分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員 の範囲																								
(1) 本 指定 職員 (1 号) 体制	ア [略] イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)が発表された場合	[略]																								
広 域 支 部 及 び 地 方 支 部	ア [略] イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)が発表された場合	[略]																								
[略]																										

3-3-5

[略]

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

[略]

地方支部

支部長・副支部長・
支部委員：支部連絡員

[略]

ア～オ [略]

カ 地方支部

- [略]
- 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。

3-3-6

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が 発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮、監督、市町村等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

[略]

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

[略]

地方支部

支部長・副支部長・
支部委員：支部連絡員、
現地連絡員

[略]

ア～オ [略]

カ 地方支部

- [略]
- 支部長は、災害時に市町村その他の関係機関において情報の収集及び地方支部から本部への情報の伝達に当たらせるため、職員の中から現地連絡員を2人以上指名する。
- 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が 発生した場合において災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮監督並びに市町村その他の防災関係機関との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成する。
- 現地災害対策本部長は広域支部長をもって充て、現地災害対策本部員は現地災害対策本部長が広域支部及び地方支部の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

- [略]
- 本部支援室長は、分掌事務の処理が

<p>3-3-10</p>	<p>ケ～サ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 総合調整所の設置</p> <p>○ 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">海上保安部</div> <p>(5) [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～6 [略]</p>	<p><u>困難となった場合等必要と認めるときは、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局の長に対し、応援を要請することができる。</u></p> <p>ケ～サ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 総合調整所の設置</p> <p>○ 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">海上保安部署</div> <p>(5) [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 応急措置の代行</p> <p><u>【本編・第3章・第1節・第3・7 参照】</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 岩手県災害特別警戒本部の設置等について、新たに規定するもの</p> <p>○ 地方支部の現地連絡員の位置づけについて整理を行うもの</p> <p>○ 現地災害対策本部の組織等について整理を行うもの</p> <p>○ 本部支援室における人事委員会等への応援の要請について規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-3-12	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="277 349 820 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）</td> <td>気象予報・警報等の市町村に対する伝達</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）	気象予報・警報等の市町村に対する伝達	[略]		[略]		<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 349 1425 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）</td> <td><u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村に対する伝達</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）	<u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村に対する伝達</u>	[略]		[略]	
実施機関	活動の内容																					
[略]																						
東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）	気象予報・警報等の市町村に対する伝達																					
[略]																						
[略]																						
実施機関	活動の内容																					
[略]																						
東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）	<u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村に対する伝達</u>																					
[略]																						
[略]																						
3-3-13	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。</p> <p>（気象業務法に基づくもの）</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="271 1254 810 1800"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 （居住地域）</td> <td><u>居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火警報 （火口周辺）</td> <td><u>火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報 （居住地域）	<u>居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u>	噴火警報 （火口周辺）	<u>火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u>	[略]		<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。</p> <p>（気象業務法に基づくもの）</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="879 1254 1422 1800"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 （居住地域）</td> <td><u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地が含まれる場合は噴火警報（居住地域）、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）」として発表。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火警報 （火口周辺）</td> <td><u>・噴火警報（居住地域） 火山現象特別警報に位置づけられる。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報 （居住地域）	<u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地が含まれる場合は噴火警報（居住地域）、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）」として発表。</u>	噴火警報 （火口周辺）	<u>・噴火警報（居住地域） 火山現象特別警報に位置づけられる。</u>	[略]					
種 類	内 容																					
噴火警報 （居住地域）	<u>居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u>																					
噴火警報 （火口周辺）	<u>火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</u>																					
[略]																						
種 類	内 容																					
噴火警報 （居住地域）	<u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地が含まれる場合は噴火警報（居住地域）、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）」として発表。</u>																					
噴火警報 （火口周辺）	<u>・噴火警報（居住地域） 火山現象特別警報に位置づけられる。</u>																					
[略]																						
3-3-14	<p>ア 噴火警戒レベルが <u>導入されている</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="339 1895 810 1946"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	<p>ア 噴火警戒レベルが <u>運用されている</u> 火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="930 1895 1425 1946"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表す</p>	[略]																		
[略]																						
[略]																						

注) ※1 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報

[略]

る指標である。

2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

[略]

3-3-15

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

火山情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類	内容
気象に関する情報	気象等の予報に係のある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせ発表する。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）したときに、県気象情報の一種として発表。
土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足す

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

火山情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類	内容
気象に関する情報	気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開示する場合等に発表する。
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。
土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において

3-3-16			る情報として発表する。			竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として県単位で発表する。	
	地震に関する情報	[略]		地震に関する情報	[略]		
		震源に関する情報	○発表基準 震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない） ○ [略]		震源に関する情報	○発表基準 震度3以上（ <u>大津波警報、津波警報</u> 又は注意報を発表した場合は発表しない。） ○ [略]	
3-3-17							
	イ 注意報の種類と発表基準	[略]		イ 注意報の種類と発表基準	[略]		
		種 類	発表基準		種 類	発表基準	
気象注意報		風雪注意報	<u>風雪によって被害が</u> 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]		気象注意報	風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると</u> 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
		強風注意報	強風 <u>によって被害が</u> 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]			強風注意報	強風 <u>により災害が発生するおそれがあると</u> 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	大雨注意報	大雨 <u>によって被害が</u> 予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕	大雨注意報	大雨 <u>により災害が発生するおそれがあると</u> 予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕			
大雪注意報	大雪 <u>によって被害が</u> 予想され、次の条件に該当する場合	大雪注意報	大雪 <u>により災害が発生するおそれがあると</u> 予想され、次の条件に該当する場合				

3-3-18			○ [略]			○ [略]		
	濃霧注意報		濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]		
	雷注意報		落雷等により被害が予想される場合	雷注意報 (備考1)		落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合		
	乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]		
	霜注意報		早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	霜注意報		早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]		
	低温注意報	夏期		低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	低温注意報	夏期		低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
		冬期		低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件のいずれかに該当する場合 ○ [略]		冬期		低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件のいずれかに該当する場合 ○ [略]
	着雪注意報 着氷注意報			着雪・着氷により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	着雪注意報 着氷注意報			著しい着雪・着氷により通信線、送電線、樹木等への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	なだれ注意報			なだれが発生して被害があるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	なだれ注意報			なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	融雪注意報			融雪によって被害がおこるおそれがあると予想される場合	融雪注意報			融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがある

洪水注意報		洪水によって被害がおこる おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達する ことが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象注意報※		大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り</u> 等によって被害がおこる おそれがあると予想される場合
浸水注意報※		浸水によって被害がおこる おそれがあると予想される場合

注) ※1 [略]

※2 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象警報	暴風警報 暴風 <u>によって</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	暴風雪警報 暴風雪 <u>によって</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	大雨警報 大雨 <u>によって</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 ○ [略]
	大雪警報 大雪 <u>によって</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

		ると予想される場合
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより <u>河川が増水し、災害が発生する</u> おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象注意報 (備考2)		大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり</u> 等により <u>災害が発生する</u> おそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考2)		浸水 <u>により</u> <u>災害が発生する</u> おそれがあると予想される場合

備考1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

2 [略]

3 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象警報	暴風警報 暴風 <u>により</u> 重大な災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	暴風雪警報 (備考1) 雪を伴う暴風により <u>重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	大雨警報 (備考2) 大雨 <u>により</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 ○ [略]
	大雪警報 大雪 <u>により</u> 重大な災害がおこる おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

3-3-19

洪水警報	洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象警報 ※	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り等</u> によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合
浸水警報※	浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合

注) ※1 [略]

※2 [略]

(消防法に基づくもの)

[略]

洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、 <u>重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象警報 (備考4)	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり等</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考4)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 暴風雪警報にあつては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。

4 [略]

5 [略]

(消防法に基づくもの)

[略]

エ 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該

	<p><u>当する場合</u></p> <p>○ <u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</u></p>
大雨特別警報	<p><u>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p>
大雪特別警報	<p><u>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u></p>
地面現象特別警報(備考1)	<p><u>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p>

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考2 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

(2)～(4) [略]

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を受領した場合は、必要に応じて、直ちに、その内容を関

(2)～(4) [略]

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を受領した場合は、必要に応じて、直ちに、その内容を関

	<p>係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ 市町村長は、同報系防災行政無線の整備により、住民、団体等に対する火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達手段 <u>の確保に努める</u>。</p> <p>○ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ <u>市町村長は、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村長は、同報系防災行政無線の整備により、住民、団体等に対する火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達手段 <u>を確保する</u>。</p> <p>○ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 火山に関する予報・警報等の記載について見直しを行うもの</p> <p>○ 特別警報の運用開始に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-25	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害情報収集の優先順位 【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】</p> <p>3・4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害情報収集の優先順位 【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】</p> <p>○ <u>噴火口の位置は、避難対象地域の判断等のために重要であることから、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。</u></p> <p>3・4 [略]</p>
修正理由	○ 災害情報の収集として、噴火口の特定等について規定するもの	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-28	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]				
実施機関	広報広聴活動の内容													
市町村本部長	1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]													
実施機関	広報広聴活動の内容													
市町村本部長	1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～15 [略]													
3-3-29	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td>1 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td>1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]
県本部長	1 [略] 2 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]													
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 気象予報・警報等 <u>及び</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]													
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	[略]													
県本部長	1 [略] 2 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 3～14 [略]													
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等</u> <u>並びに</u> 災害発生時の注意事項 2・3 [略]													
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]													
3-3-30	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>1 気象予報・警報等の伝達 2～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]</td> <td>1 気象予報・警報等の伝達 2～4 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2～5 [略]	[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]	1 気象予報・警報等の伝達 2～4 [略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略] (株)IBC岩手放送 [略]</td> <td>1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～4 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～5 [略]	[略] (株)IBC岩手放送 [略]	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～4 [略]
[略]	[略]													
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2～5 [略]													
[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]	1 気象予報・警報等の伝達 2～4 [略]													
[略]	[略]													
日本放送協会盛岡放送局	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～5 [略]													
[略] (株)IBC岩手放送 [略]	1 <u>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達</u> 2～4 [略]													

	<p>[略]</p> <p><u>(株)朝日新聞社</u> <u>盛岡支局</u></p> <p>[略]</p> <p><u>(株)河北新報社</u> <u>盛岡支社</u></p> <p>[略]</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p> <p><u>(株)日本農業新聞東北支所</u></p> <p><u>(社)共同通信社</u> <u>盛岡支局</u></p> <p>(株)時事通信社 盛岡支局</p>	[略]	<p>[略]</p> <p><u>(株)朝日新聞社</u> <u>盛岡総局</u></p> <p>[略]</p> <p><u>(株)河北新報社</u> <u>盛岡総局</u></p> <p>[略]</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p>	[略]
	[略]		[略]	
	[略]		[略]	
修正理由	<input type="radio"/> 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの <input type="radio"/> 所要の整備をするもの			

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-48	<p style="text-align: center;">第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 被災者の避難生活先を確保するため、避難所を開設するとともに、その運営に当たっては避難者の生活環境に十分な注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難所は、事前に避難誘導等をする <u>高齢者等災害時要援護者</u> や注意喚起に伴い自主的に避難する住民等にも対応できるよう迅速な開設に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び指示 <u>並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示</u>（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 被災者の避難生活先を確保するため、避難所を開設するとともに、その運営に当たっては避難者の生活環境に十分な注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難所は、事前に避難誘導等をする <u>避難行動要支援者</u> や注意喚起に伴い自主的に避難する住民等にも対応できるよう迅速な開設に努める。</p>
3-3-49	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、<u>聴覚、視覚障がい者、高齢者等</u>の住居を個別に巡回するなど、<u>障がい者等</u>に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村は、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難勧告等を行うよう努める。</u></p> <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、<u>避難行動要支援者</u>の住居を個別に巡回するなど、<u>避難行動要支援者</u>に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>
3-3-50	<p>○ [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>	<p>○ [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>

[略]

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法 第60条第3項（報告様式は、第4節情報の収集・伝達計画第2参照）
知事	公示	災害対策基本法 第60条第6項
[略]		

(3) [略]

(4) 避難の誘導

- 市町村本部長は、あらかじめ、高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、車両等の活用を含めた避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を待て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、高齢者、障がい者、傷病者、子供等の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア [略]
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- [略]

[略]

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法 第60条第4項（報告様式は、第4節情報の収集・伝達計画第2参照）
知事	公示	災害対策基本法 第60条第5項
[略]		

(3) [略]

(4) 避難の誘導

- 市町村本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者の居住状況等に配慮して、車両等の活用を含めた避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を待て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア [略]
 - イ 避難行動要支援者の避難
- 市町村は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- [略]
- 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

3-3-51	<p>(5) 避難者の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。 ア 避難場所（避難所） <ul style="list-style-type: none"> ① [略] ② 特に、自力避難が困難な <u>高齢者、障がい者等</u> の安否の確認 <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>(5) 避難者の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。 ア 避難場所（避難所） <ul style="list-style-type: none"> ① [略] ② 特に、自力避難が困難な <u>避難行動要支援者</u> の安否の確認 <p>(6)・(7) [略]</p>
3-3-52	<p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の <u>高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等</u> に配慮した環境の確保に努める。 ○ [略] <p>(2) 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ [略] <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の <u>要配慮者</u> に配慮した環境の確保に努める。 ○ [略] <p>(2) 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 <u>及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアル</u> に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回 <u>や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて</u>、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ [略] <p>(3)・(4) [略]</p>
3-3-54	<p>5～7 [略]</p> <p>8 <u>居住地以外の市町村への避難者</u> に対する情報等の提供体制</p> <p>[略]</p>	<p>5～7 [略]</p> <p>8 <u>住民等</u> に対する情報等の提供体制</p> <p>[略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 屋内での待避等の安全確保措置の指示について規定するもの ○ 火山現象の高まりに応じた段階的な避難勧告等について規定するもの ○ 避難の際の避難行動要支援者名簿の効果的な活用について規定するもの ○ 運送業者である指定公共機関等に対する被災者の運送の要請等について規定するもの 	

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所の運営に当たっての避難所運営マニュアル及び岩手県災害派遣福祉チームの活用について規定するもの○ その他所要の整備をするもの |
|---|